資料1－2

首都高の持続可能な道路サービスに関する検討会　規約

（名称）
第1条　本会議は、「首都高の持続可能な道路サービスに関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（目的）
第2条　検討会は、近年の首都高速道路（株）を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、持続可能な道路サービスに向けた課題整理と、課題解決に向けた具体的な取組みについて専門的見地から検討し、首都高速道路（株）に対し、効果的な対策立案のための助言を行うことを目的とする。

（委員）
第3条　検討会の委員は、別紙の通りとする。
2　必要に応じ、前項の構成は変更することができる。
3　委員の任期は2年以内とする。
4　必要に応じ、第1項に定める以外の者の出席を求めることができる。

（座長）
第4条　検討会に、座長を置き、当該検討会に属する委員の互選により選任する。
2　座長は、会務を総括し、検討会を代表する。
3　座長に事故があったときは、座長が代理を指名することができる。

（検討会の開催）
第5条　検討会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
2　検討会は、委員が一堂に会する会議のほか、インターネット等を利用した遠隔会議システム（以下「オンライン会議システム」という。）を用いて開催することができる。オンライン会議システムを利用して出席する者（以下「オンライン出席者」という。）は、出席者とみなす。
3　やむを得ない事由により検討会に出席できない委員は、事前に事案に対する意見等を記載した書面を提出することができる。
4　座長は、必要に応じて書面による会議を開催することができる。

（事務局）
第6条　検討会の庶務は、首都高速道路（株）経営企画部において処理する。

（議事の公開）
第7条　検討会は原則として非公開とし、会議資料及び議事要旨は、会議後ホームページで公開する。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

（守秘義務）
第8条　検討会の委員及びその他出席者は、討議により知り得た情報などについては、この検討会の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
2　前項の事実については、その公表があるまでの間、検討会の委員等及びその他出席者はその情報を開示してはならない。

（雑則）
第9条　この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は座長が定める。

（附則）
この規約は、2025年10月27日から施行する。

別紙

委員名簿

おおた　かずひろ 太田　和博	専修大学 商学部　教授
かとう　かずせい 加藤　一誠	慶応義塾大学 商学部　教授
くすだ　えつこ 楠田　悦子	モビリティジャーナリスト
こうの　やすこ 河野　康子	（一財）日本消費者協会　理事
しみず　てつお 清水　哲夫	東京都立大学 都市環境学部　教授
たけおか　けい 竹岡　圭	日本自動車ジャーナリスト協会副会長
たにぐち　あやこ 谷口　綾子	筑波大学 システム情報系　教授
なかむら　ふみひこ 中村　文彦	東京大学大学院 新領域創成科学研究科　特任教授
ねもと　としのり 根本　敏則	敬愛大学　情報マネジメント学部　特任教授
よしの　たまみ 芳野　珠美	株式会社 JAF メディアワークス「JAF Mate」編集長

（五十音順・敬称略）